

滋賀県食品衛生基準条例の一部を改正する条例案の概要について

1 改正の経緯

平成 30 年 6 月に食品衛生法等の一部を改正する法律が公布され、その後の食品衛生法施行令の一部改正により食品営業許可業種が見直されました。

許可業種の施設基準については、食品衛生法（以下「法」という。）第 54 条の規定により、都道府県が、厚生労働省令で新たに定める基準（以下「参酌基準※」という。）を参酌して、公衆衛生の見地から必要な基準（以下「施設基準」という。）を条例で定めることとされています。

この度、食品衛生法施行規則の一部改正により「参酌基準」が定められたことから、滋賀県食品衛生基準条例（以下「基準条例」という。）で定める食品営業許可施設の施設基準を見直し、基準条例の一部を改正しようとするものです。

※参酌基準とは条例制定にあたり、十分に参照しなければならない法令上の基準

2 改正（案）の内容

（1）固定店舗等の施設基準

ア 今回の参酌基準が法令化された趣旨は、施設基準に係る地域的差異の解消であるとされており、現行の基準条例で定める施設基準のうち、参酌基準で定められている固定店舗、自動車による営業および自動販売機による施設基準については、参酌基準に従った内容に改正することとします。

イ なお、参酌基準で定められた「ふぐ処理施設の基準」については、「滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例」で定めていますが、基準条例で定めることとし、「滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例」の関係条項を削除します。

（2）特定簡易営業の施設基準

特定簡易営業（いわゆる屋台、露店等の簡易な施設）の施設基準は、参酌基準に定めがありませんが、厚生労働省の通知では規定を設けることは差し支えないとされていることから、基準条例で定める特定簡易営業の施設基準に所要の改正を行うこととします。

3 施行日（予定）

令和 3 年 6 月 1 日

なお、改正後の営業施設基準の規定の適用については、所要の経過措置を講ずることとします。